



その道の専門家に聞く 教えてナビ

では様々なジャンルの専門家が皆さんの相談にお答えします。

医療・健康の専門家



日本歯周病学会認定歯周病専門医

緑が丘歯科医院 **藤塚 勝功**

愛知県江南市



医療・健康の専門家



東洋医学の専門家

長森薬局・長森鍼灸院
浅野 美紗代
岐阜県岐阜市

西洋、東洋問わず総合的に判断し
三種類のアートがここに集まっています



一・保険の専門家

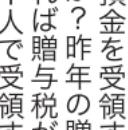


ホームドクター

HFP

市

をやさしく、やさしい
運営であります。



A 相続時精算課税制度及び特例贈与について

叔母からの贈与で昨年相談者含め5名に贈与された百万円ずつについては、贈与税の基礎控除内（年十万円）であり贈与税は発生しなかったかと思いつます。今年相談者は昨年から引き続き振り込まれた5万円と、別途二千万円の贈与があり、高額な贈与税の納税が予想されます。

相続時精算課税及び特例贈与については贈与者が自身の子や孫（いわゆる直系卑属）に贈与した場合に適用でできる制度であり、相談者と叔母との関係は相続時精算課税及び特例贈与のどちらも適用ができないと考えられます（叔母から見て相談者は直系卑属でないため）。そのため、今回の贈与は一般贈与として贈与税の計算がされると思われます。

ちなみに今回の贈与は相談者個人で預金を受領することが既に確定しているのでしょうか？昨年の贈与のように相談者の子供等に分配できれば贈与税が少額で済むかと思います。また、相談者一人で受領する場合でも年度を分けることが可能であれば、それだ

A 相続人に該当しませんか？ 相続時精算課税制度及び特例贈与について



税務・会計の専門家

おかげさまで
60周年を迎えま

名古屋税理士会 税理士法人NEXT

一川 明弘

NEXTグループ
一丸となってお客様を
サポートします

